

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改定決定に係る静岡地方労働審議会の意見に関する公示

静岡労働局一般公示第 1 号

令和 8 年 3 月 1 1 日静岡地方労働審議会から静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法(昭和 4 5 年法律第 6 0 号)第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改定決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 2 6 日までに、静岡労働局長(静岡市葵区追手町 9 番 5 0 号静岡地方合同庁舎)あて別紙様式により異議申出されたい。

令和 8 年 3 月 1 1 日

静岡労働局長

國分 一行

記

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定に係る静岡地方労働審議会の意見要旨

次の静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃を改正すること。

1 最低工賃を適用する家内労働者

静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 最低工賃を適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1 本(キャップ通しについては 1 個)につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 45 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 54 銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 62 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 76 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 32 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 67 銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 76 銭
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1個につき 57 銭

(注)「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

4 効力発生の日 法定どおり（